

松浦市監査委員公表第3号
令和元年12月24日

令和元年11月実施令和元年度文化財課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山秀利
松浦市監査委員 神田稔

- 第1. 監査の種類 定期監査
- 第2. 監査の対象 文化財課
- 第3. 監査の期間 令和元年11月1日から22日間
- 第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

指摘改善報告(文化財課)

指摘事項		改善措置
(1) 出張旅費	費用弁償 実費弁償および	旅行諸費欄及び宿泊料欄に日数の記載がないものがあった。 ご指摘の件については、修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
		用務地及び宿泊地において「鷹島町」や「志佐町」と記載しているものが多数あったが、行政区名を記載することとなっているため、「松浦市」と記載されたい。 ご指摘の件については、修正いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(2) 備品保管簿 及び備品保管簿 状況		埋蔵文化財センターに配置されている「保存処理槽」について、決算書上では動産となっているが、備品管理システムでは重要備品として登録されており、整合性が取れていない。適正に整理されたい。 ご指摘の件については、動産から削除を行い、重要備品として整理を行いました。
(3) 契約事務	委託料	設計金額50万円以下の随意契約において、随意契約の根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているものがあったが、第1号が正である。また、1者随意契約をしているが、その根拠となる規定の記載がなかった。適正に処理されたい。 ご指摘の件については、修正をいたしました。また、根拠規定も併記し記載をいたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
		見積結果一覧表において、見積の顛末をパソコン入力しているものがあった。 ご指摘の件については、見積の顛末を手書き記載するよう職員を口頭で指導いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(4) 公有財産 貸付可産 及び使用		行政財産目的外使用許可申請書を受理した際に文書件名簿に登載してなかった。申請書を受理した際は、文書件名簿に登載し、処理欄に経過を記載されたい。 ご指摘の件については、今後はこのようなことがないよう、職員に指導を行いました。
(5) 公印 等照 合表		「松浦市立福島歴史民俗資料館長印」において、松浦市教育委員会公印規則別表第2のひな形では「松浦市立福島歴史民俗資料館長之印」となっている。例規の改正若しくは公印の再調製が必要と思われる。適正に処理されたい。 ご指摘の件については、例規の改正をするよう準備を進めています。
(6) （現地 松浦市 立埋蔵 文化財 センター）		窓口釣銭用現金について、会計課から借用している額と現金が符合したものの、現金の一部については、別金庫で保管され、使用することはないということであった。現金の保管・管理の観点からも窓口釣銭用現金は必要最小限で運用すべきであるため、釣銭として利用する見込みのない現金については会計課へ返納されたい。 ご指摘の件については、1万円を会計課へ返納し、預り金を2万円いたしました。
		前回の定期監査において、入館者数の把握のため、チケットの控え部分にも領収印を押印するよう指摘をし、改善されていたが、領収印の日付部分が不鮮明なものが多数存在した。鮮明に写るよう、押印されたい。 ご指摘の件については、日付部分が鮮明になるよう職員に口頭で指導を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
		「現金取扱員領収印 文財-2」の印面が摩耗して印影が不鮮明となっており、代わりに「現金取扱員領収印 文財-1」を使用していた。松浦市現金出納員及び現金取扱員の使用する領収日付印に関する規程第7条により、現金出納員等が領収日付印を使用する際には、領収日付印登録台帳に登録しなければならないとなっており、各領収日付印について登録はされていたが、使用者の登録変更がされていなかったため、適正に処理されたい。また、「文財-2」については、会計課と協議し、印面の張替を早急に検討されたい。 ご指摘の件については、領収日付印登録台帳の登録変更を行いました。また、「文財-2」の印面の張替を行いました。

指摘改善報告(文化財課)

指摘事項		改善措置
(7) その他	<p style="text-align: center;">発掘調査作業員の賃金支払方法</p> <p>現在、発掘調査作業員の賃金を7節「人夫賃金」で支払いをしているが、起案文書及び雇用通知書の内容からすると、雇用期間が1ヵ月程度継続し、勤務時間も明示していることから、日々雇用における賃金の支払い科目である人夫賃金ではなく、臨時職員として任用し、賃金を支払う方法が好ましいと思われる。地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入され、歳出科目からも「賃金」が削除されることから、今一度雇用方法について人事係と協議し、適正に処理されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、人事係と協議を行っています。</p>
	<p style="text-align: center;">松浦市立埋蔵文化財センターの入館料の減免</p> <p>松浦市立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例第9条ただし書きにおいて、「教育委員会は、特別な事由があると認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる」となっており、減免することができる「特別な事由」の基準については内規で定められている。一部の団体においては、減免申請書を受け付け、決裁を取って免除しているが、減免申請がなく免除しているものが多数であった。聞き取りにおいて、内規により減免しているということであったが、条例及び内規では「減免することができる」となっており、「減免するものとする」とはなっていないことから、減免を承認するには、利用者からの意思表示(減免申請)が必要である。規定に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、今後は入館者から意思表示(減免申請)を徴するようにいたしました。今後は適正な事務処理に努めます。</p>

※定期監査の指摘事項については、事後処理及び改善措置内容について報告して下さい。